

I 男女共同参画センター^(※)の概要

※令和7年4月1日から「鳥取県男女共同参画センター」は、「鳥取県男女協働未来創造センター」に名称変更しました。
以下、令和6年度の内容のため、旧称を使用しています。

1 名称、愛称、開設年月日及び所在地

(1) 名称 鳥取県男女共同参画センター

(2) 愛称 よりん^{さい}彩

「センターによりんさいな（ちょっと立ち寄りませんか）」という気持ちと、
「老若男女が様々な^{いろどり}彩（個性）を寄せ合って男女共同参画社会づくりの輪が広がってほしい」という期待が込められています。

(3) 開設年月日 平成13年4月1日

(4) 所在地

① 鳥取県男女共同参画センター

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-1-5
倉吉パークスクエア内 エースパック未来中心内1階

② 鳥取県男女共同参画センター東部相談室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目2-7-1 鳥取県庁第二庁舎1階
(H14.10まで7階、H15.6まで4階)

③ 鳥取県男女共同参画センター西部相談室

〒683-0043 米子市末広町2-9-4 米子コンベンションセンター4階
(H19.11まで西部総合事務所1階)

2 基本方針及び主な業務

(1) 基本方針

女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざす拠点として、普及啓発事業、情報収集事業、相談、交流活動の場の提供などを行う。

(2) 主な業務

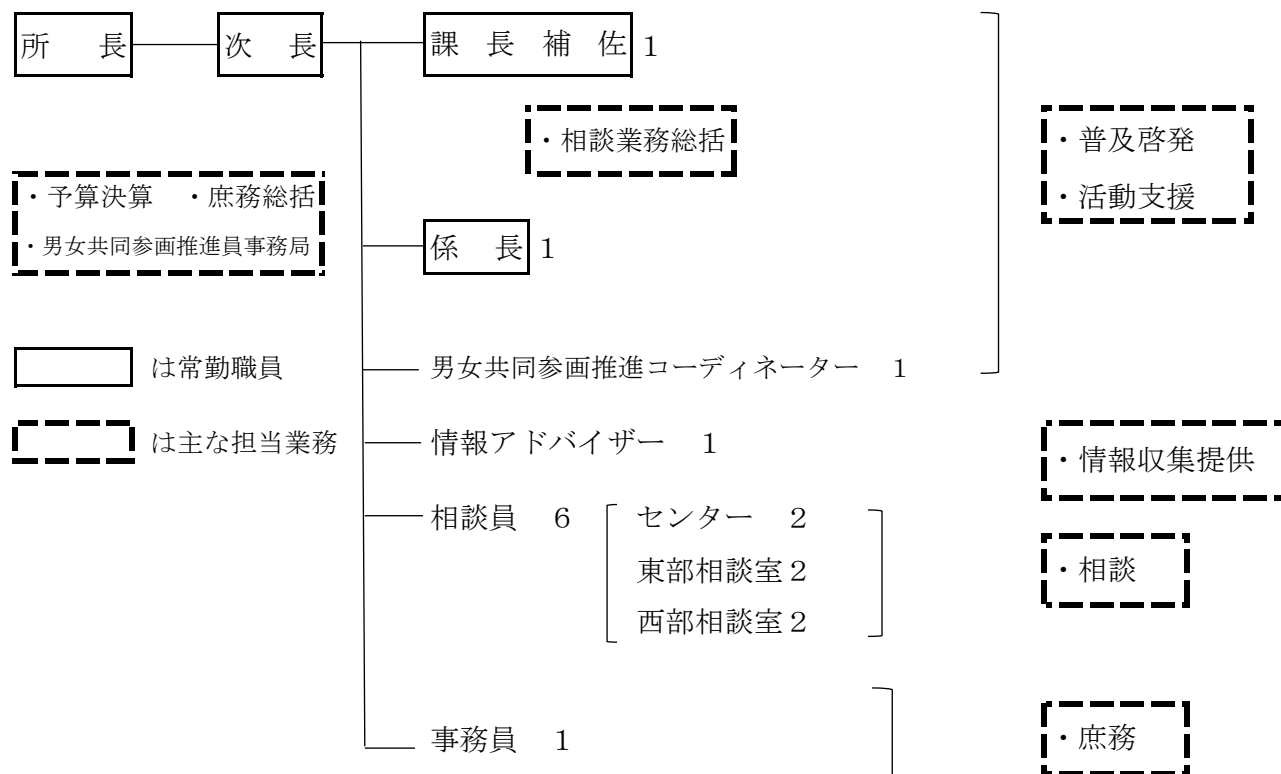
- ① 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供
- ② 男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動の支援
- ④ 男女共同参画社会の形成を阻害する問題についての相談業務

3 管理・運営、職員数及び組織(令和6年度)

(1)管理・運営 鳥 取 県

(2)職 員 数 1 3 名 (常勤職員 4 名、会計年度任用職員 9 名)

(3)配置状況 センター 9 名、東部相談室 2 名、西部相談室 2 名



4 施設概要

(1)主な施設 (総床面積 6 6 0 m² 東部、西部相談室を除く)

情報資料室	145m ²	図書、DVDの貸出等情報収集提供
交流サロン	169m ²	個人、団体の交流・談話スペース
印刷作業室	51m ²	プリンター、印刷機の使用など
ミーティング室	23m ²	1 0 人程度の打ち合わせ
子ども室	41m ²	おもちゃ・絵本等の利用、授乳、おむつ交換、休憩
相談室 1、2	30m ²	一般相談、心の相談、男性相談
事務室・応接室等	201m ²	

(2)開館時間・休館日

- ① 開 館 時 間 午前9時～午後7時
 ② 休 館 日 月曜日（祝日の場合は、その翌日）、年末年始（12/29～1/3）

※よりん彩相談室の相談時間

相 談 日：よりん彩開館日
 相談時間：午前9時～午後5時
 ※第3木曜日の相談は終日休

※東部相談室、西部相談室の相談時間

相 談 日：月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
 相談時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ※第3木曜日の相談は終日休

(3)情報資料室貸出制度

区 分		貸出点数	期間	郵送貸出期間
個人	図書・雑誌	10冊	3週間	4週間
	DVD・ビデオ	2点	3週間	4週間
団体	図書・雑誌	100冊	8週間	—
	DVD・ビデオ	4点	8週間	—

- ・ 出前貸出 …… 講演会や研修の開催時にテーマを厳選した図書を展示して貸出。
- ・ 相互貸借 …… 県内の公立図書館等でよりん彩資料の検索、貸出、返却が可能。
 ※平成20年10月から、鳥取県図書館相互貸借制度に参加
- ・ 団体貸出 …… 学校、団体等への一括長期（100冊、3ヶ月）の資料貸出制度。
 平成21年10月から開始。
- ・ セット貸出 …… 団体、グループの学習を支援するため、「男女共同参画に関する人権」「DV防止」「ワーク・ライフ・バランス」「LGBT」「セクハラ・パワハラ防止」「時代を切り拓いた鳥取の女性たち」等のテーマ毎に図書セットを組んで貸出。
 平成23年5月より開始。
- ・ 館外返却 …… ブックポスト、東部相談室及び西部相談室で返却可能。

(4) 施設平面図



部分が男女共同参画センターよりん彩

(5)沿革

- 平成8年3月 ○「第7次鳥取県総合計画」及び「第3次鳥取県女性基本計画(とっとり男女共同参画プラン)」において「女性センター(仮称)の設置」が計画される。
- 「鳥取県女性センター(仮称)設置の基本方針」を策定し、中部定住文化センター(仮称)内に併設することを明記する。
- 平成8年4月 ○「鳥取県女性センター(仮称)設置準備検討委員会」を設置。
同委員会から同年9月「鳥取県女性センター(仮称)の具体的な機能に対する意見具申」を受ける。
- 平成9年6月 ○「鳥取県女性センター(仮称)実施計画」を策定する。
- 平成11年6月 ○センターの運営について県民の意見を反映させるため「鳥取県女性センター(仮称)の利用を考える会」(以下「利用を考える会」という。)を設置する。
- 平成12年3月 ○平成12年2月議会において、センターの正式名称が「鳥取県男女共同参画センター」に決定される。
- 平成12年4月 ○センターの開設を準備するため県企画部男女共同参画推進課内にセンター担当3名を配置する。
- センターの正式名称決定に伴い、利用を考える会の名称を「鳥取県男女共同参画センターの利用を考える会」に変更する。
- 平成12年5月 ○センターの愛称を募集開始。利用を考える会において候補選考した結果、8月に愛称を「よりん彩」に決定する。
- 平成12年7月 ○センターの運営について審議するため「鳥取県男女共同参画センター運営協議会」を設置する。
- 平成13年4月 ○鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例が施行され、鳥取県男女共同参画センターを開設する。
- 鳥取県男女共同参画センター開設記念事業が開催される。
(4月22日～30日)
- 平成17年11月 ○センター開設5周年事業として、よりん彩まつりを大ホールで開催。
- 平成18年4月 ○センターの職員体制を変更する。(所長を事務局長兼務とし、参与1名新設、主幹2名のうち1名を相談業務総括主幹とする。)
- 平成19年4月 ○センターの職員体制を変更する。(次長を新設、参与を廃止する。)
- 平成19年11月 ○西部相談室を移転する。(西部総合事務所から米子コンベンションセンターへ。19日業務開始。)
- 平成23年4月 ○よりん彩開設10周年を記念して、県民有志による実行委員会主催で「10周年記念よりん彩記念日フォーラム」を開催。
- 平成24年10月 ○元中部消費生活相談室跡に「さんかくボックス」を開設。
- 平成27年4月 ○センターの職員体制を変更する。(事務非常勤1名を廃止する。)
- 平成30年3月 ○「さんかくボックス」を廃止する。
- 令和3年11月 ○よりん彩開設20周年を記念して、県民有志による実行委員会主催で「よりん彩開設20周年記念フォーラム」を開催。
- 令和7年3月 ○令和7年2月議会において、男女協働による未来創造に向けて全庁的な施策を統括するため、男女協働未来創造本部を設置する鳥取県行政組織条例改正を議決。